

コラム

地方公共団体における自立的経営と官民連携

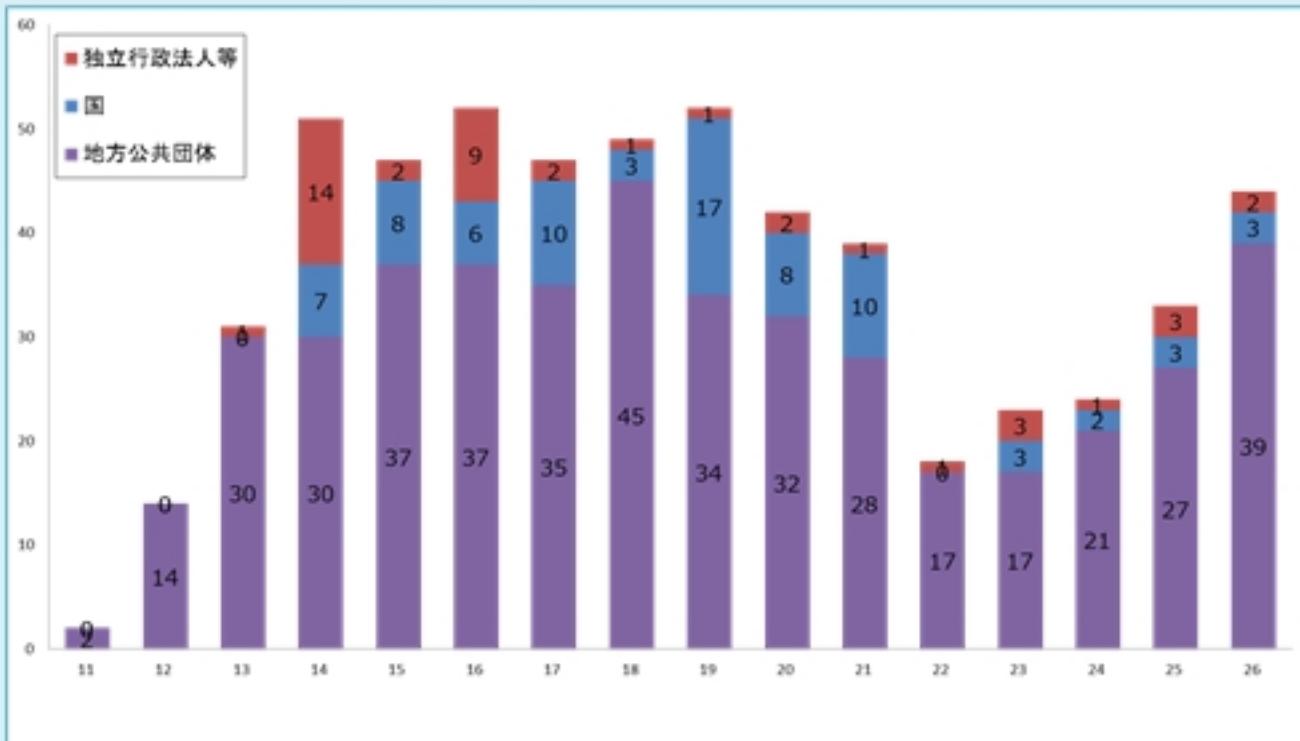
特定非営利活動法人 日本PFI・PPP協会 理事長

植田 和男



1999年7月30日、「民間資金等の活用による公共施設等の整備の促進に関する法律(以下「PFI法」という。)」が成立し、同年9月24日に施行された。同じ1999年7月に地方分権一括法が国会で成立し、翌年4月に施行されている。共に地方公共団体に従来以上の裁量権を与えることによって、国の管理を少なくし、自立した経営を実現させようとするものである。PFI法は、その手法として民間部門との連携を強く求めるものであり、民間金融機関からの長期資金の調達、民間企業が市場経済・競争社会で培ってきた経営ノウハウ、最新の技術の活用を促進し、公共サービス(コスト)の効率化を図ることによって、経営体质の強化を目的としている。これまでの成果に関しては、様々な評価が下されているところであるが、それは16年間の官民連携の作り方の歴史でもあった。

■PFI事業実施方針公表件数推移(2015年6月現在)



PFI 法は、議員立法であり、何ら強制力を持たない。従い、制度として許容されていても、必要ないと判断すれば活用されることはない。地方自治体経営を取り巻く環境に大きな変化がなければ、敢えて使う必要はなかったのである。一例で言えば、補助金・交付金制度の存続、地方交付税交付金等による国から地方公共団体への大量の資金供給等である。これでは、地方公共団体に一層の行財政改革、自立的経営と言っても犬の違吠えであった。しかしながら、一つ重要な側面は、強制されていないことによって、この手法の活用が限定期であったことは事実であるが、何も考えることなく使わざるを得ないのではなく、本当に必要になれば、正に自主的、自立的に活用できる制度であることである。これまでの業務の組み立て、流れを一切変更することなく、一部、例えば資金調達手段として、単なる財政の平準化だけを目的として活用することから、基本構想、基本計画の段階から官民連携を前提とする事業の組み立てを考える時代になりつつあるのではないか。

今日、地方公共団体が、真剣に官民連携を経営レベルで考え始めた最大の理由は、国、地方公共団体の財政運営に対する危機感である。特定非営利活動法人 日本 PFI・PPP 協会（以下「協会」という。）は 3 年以上前より「地方自治体経営の危機」、「地方自治体の存続の危機」という標題を掲げ、全国各地で地方公共団体向けセミナーを開催してきた。最近では、鹿児島県庁、宮城県庁で、9 月には佐賀県庁のご協力を得て、県内地方自治体等に対するセミナーを行う。そこでは地方公共団体の今後 30 年、40 年の経営における公共施設・インフラの更新費用の規模の認識と更新等に必要な財源がないことの認識を共有することを目的としている。国土交通省の試算では今後 50 年間で 200 兆円の財源が必要という数値も出ている。国は相変わらず赤字国債の発行を続けようとしており、国の借金は既に 1,000 兆円を超えて、さらに増え続けることになる。そして相変わらず、国は地方への大量の資金供給を続けている。しかしながら、地方公共団体も少しずつ、今までとは違う事に気づいている。即ち、従来の経営手法では、将来の財政運営、自治体経営が成り立たなくなることに気がつき始めているのである。3 年前、地方自治体で公共施設白書を作成していたのは、僅か 32 団体であった。協会はセミナーにおいて、将来の公共施設インフラの更新費用の規模の認識を自治体、議会、住民と共有するためにも、公共施設白書の作成を強く主張してきた。結果として、公共施設白書は、これまで約 300 団体が作成し、公共施設等総合管理計画の作成は約 60 団体となった。そしてこれは驚きであったが、この 3 年間に協会の地方公共団体の会員数は 150 団体の増加があり、現在約 780 団体となった。これは人口 3 万人以上のほとんどの地方公共団体が加入していることになる。協会は、ほぼ毎日、全国で推進されている官民連携事業の情報・募集案内等をメールマガジンでお知らせしている。

協会の役割は、地方公共団体を含む行政と民間企業との間に位置し、様々な官民連携のあり方を模索し、モデル事業の組成に協力し、官民連携事業の実現を促進することによって、地方公共団体の歳出サイドの改革によって小さな政府を作り、歳入サイドの改革によって、より健全な財政構造を持つ自立的経営が出来る地方公共団体を生み出す支援をするのである。そのためにも、当面の最大の経営危機の原因となる、ヒマラヤのような公共施設・インフラの巨額な山をなだらかな丘にすることができる PFI・PPP 等の官民連携手法の活用を啓発することである。